第46回公害環境デー「基調報告」

~公害環境をめぐる情勢と課題~

題46回公害環境デー実行委員会

1. はじめに

- ・今回の公害環境デー・大阪府民集会は、世界の気候を変える地球温暖化問題、頻発する異常気象問題をメインテーマに、最悪の公害である"原発事故"・被害者救済問題、アスベスト被害救済、大気汚染問題など重要な課題に関して、学び、交流を深めていきます。
- ・府民の暮らしと健康、環境を守り、住みよい大阪を作るためには、多くの人の知恵と経験を学び、あるべき大阪・日本・世界の姿をみんなで考え、府民に提案していく必要があります。
- ・大阪府は、2017年9月25日付けで2025年国際博覧会(BIE)開催の立候補を国際事務局に提出し、同11月15日BIE総会で、第2回プレゼンを行いました。6月BIE総会(第3回プレゼン)、11月BIE総会(最終プレゼン後、投票により開催地決定)です。この万博はカジノ、IR開発、その関連交通網計画など1兆円に及ぶ巨大開発と連携しています。こうした動きは、府民のいのちと暮らし、環境と安全、自治体の財政問題などを一層深刻にするだけです。いま求められているのは巨大開発路線ではなく、大規模な被害が予想されている南海トラフ巨大地震や、すでに起こり始めているインフラ劣化に対する対応、公害環境問題の解決、安全・安心の街づくりを優先することです。私たちは幅広い府民の方々と連帯し現状打破のため一層奮闘することが求められています。
- ・大阪府民は、かつて 70 年代公害反対運動などの力で革新府政を実現し、全国一厳しい公害規制、公衆衛生行政の充実、老人医療無料制度拡充など様々な要求を実現した経験があります。また、一昨年の大阪市「住民投票」では思想信条の違いを超えた、広範な大阪市民の共同体制・運動を実現することができました。同時に「特定秘密保護法」「安保法(=戦争法)」「共謀罪」など戦争体制に突き進む安倍政権の策動に反対する中でできつつある、市民と野党の共闘ができてきています。共同の力を強くできれば、安全な日本に変え、住みよい大阪をよみがえらせることができます。本日集会に参加の皆様の力で、公害・環境分野でも粘り強いたたかいを継続・強化しましょう。

2. 公害被害者の救済をめぐって

- (1) 原発事故被害者・避難者救済問題・・・相次ぐ判決での前進を一層強固な流れへ
 - ・東電福島第一原発の3. 11事故以来7年を迎えようとしていますが、いま際立っているのは、国と東電による「福島切り捨て」、被害者・避難者への冷たい仕打ちと、東電への天井知らずの補償と支援など、そして全国の原発再稼働への姿勢など、許しがたい動きです。
 - ・国と東電が福島原発事故について、根本的に反省し加害責任を認め、被災者・被災地対策、事故収束対策 に真摯に取り組むことを求めていくことが必要です。
 - ・国・東電・行政の原発避難者への生活支援はこれまでも不十分でしたが、昨年3月末に自主避難者への住宅支援を切り捨て、その避難者の数値自体もあいまいなままにしており、行政の怠慢は許せません。大阪への、避難者に独自の支援策をとることをもとめます。
 - ・原発賠償訴訟では、昨年3月の前橋地裁、9月の千葉地裁、10月の福島地裁と続いた判決では、千葉判決を除き、国の責任を認め、全ての地裁で東電の責任を認定しました。そして自主避難者への賠償も認めるなど、その金額は不充分ですが、東電と国の主張には「道理」がないことが証明されました。
- ・避難者の生の声を聴き、交流するなどにより、連帯した運動を一層強くしていく必要があります。
- ・関電が高浜につづき、大飯原発の再稼働を準備している今、もし過酷事故が起きれば近畿 1000 万人以上の水瓶である琵琶湖汚染問題をはじめ、「最悪シナリオ」でのいう強制移住の 150 k m圏に大阪は含まれ おり、放射能被害は甚大なものになります。大阪府民も「当事者」として対応していく必要があります。 現在の関西広域連合、大阪府・市の「避難計画」、安定ョウ素剤配布などの実効性など課題は沢山あります。 (原発ゼロに向けた運動については後の6項目に記載します)。

- (2) ぜん息患者等の被害者救済問題・・・「医療費だけでも無料に」の未認定患者救済制度の署名
- ・大阪のように大気汚染のつづく地域のぜん息患者について、1988年に公害指定地域が解除されて以後、新たな公害患者の認定がなくなりました。「医療費だけでも無料に」が未認定患者の切実な願いです。
- ・公害認定患者の医療と生活を支えている公害健康被害補償制度の財源の一部となっている自動車重量税からの繰入期限 (2018 年 3 月 31 日) を延長する法改正案が今国会で審議されます。消費税 10%増に絡めて自動車重量税の廃止を掲げる自動車工業会などの動きもある中、全国に 33,000 余人 (大阪 10,000 余人) の認定患者の「命綱」を守ることが重要です。
- ・東京の医療費救済患者データやソラダス 2016 年健康アンケートなどから大阪でも数万人程度の未救済患者がいると思われます。ぜん息は公害病であることを認めさせ、未救済のぜん息患者への救済制度を創設させる必要があります。未救済患者に「医療費だけでも無料に」の国会請願署名活動を推進しましょう。

<ソラダス2016の成果などを行政と交渉し大気の改善へ>

- ・ソラダス 2016 での、NO₂濃度測定と健康アンケート調査の結果から、幹線道路側、湾岸地域などに大気汚染の激しいホットスポットという場所があること、ぜん息有症率が府全体でも約5%と高いことなどの結果が得られました。これらの結果を大阪府と大阪市に提示して、大気汚染を一層改善させることを求めました。大阪府市の環境・保健部局の回答は、一昨年での交渉時のものと変わりませんでしたが、今後も粘り強く取り組んでいく必要があります。
- ・大気汚染とぜん息などの因果関係については、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施する べきです。サーベイランスの調査データを見直しさせるとともに、その大阪府域のデータの活用や、3歳児 検診で掌握した小児や、学童・生徒の調査を行うなど、出来ることを要望していくことが必要です。
- ・文部科学省学校保健統計でも、この30年間でみるとぜん息児童が約3-5倍に増加しています。なお、大阪市の調査結果の「異常値」問題では、統計データが正確に調査されていることを確認することも必要と分かりました。また、調査結果を健康行政に生かすように要望していくことも必要です。
- ・ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化するとともに、ホットスポットと言われる場所の実態把握と、局地対策を徹底して行うように求めることも必要です。大気汚染のない、公共交通機関を中心に据えたエコ型交通体系(都市部では自転車の利用を含める)の方向を求めることも必要です。
- (3) アスベストによる健康被害とのたたかい
- ・全国6ヵ所でたたかわれてきた建設アスベスト訴訟は、昨年10月、はじめての高裁段階の判決となった東京高裁判決(横浜地裁ルート)は、国と企業の責任を認める画期的な判決となりました。すべての建設アスベスト訴訟で国の責任が認められ、企業の責任も次第に認められてきました。
- 今年は、東京高裁(東京地裁ルート)判決をはじめ大阪、京都をふくめて高裁段階の判決が続きます。引き続く支援が求められています。
- ・ 現在、そして今後国民が新たなアスベスト被害を受けるのは、ほとんどが建築物のアスベストが飛散する ことによってです。アメリカやイギリスと比べて20年も遅れているという言われる日本の飛散防止策を抜 本的に強めるよう、国と自治体に要求していきましょう。
- ・大商連では、共済の疾病情報から被害の発掘に取り組み、2 ケタ以上の人が中皮腫で亡くなっていること や、多くの肺がん患者がいることがわかり、学習会や健康診断、画像診断の新たな取り組みを進めています。
- ・ 金岡高校のアスベスト飛散事件は、膨大な実験などによる貴重なデータなどをもたらしました。また現在 の日本の制度の下では、行政が反省して真摯に新たな被害を喰いとめる施策に踏み込もうとしても大きな 限界があることも明らかになりました。
 - 大阪府民・全国民に学校アスベストの危険と問題の大きさを知ってもらうことが重要です。また、国の制度 をヨーロッパ並みに改める力強い取り組みが求められています。
- (4) ノーモアミナマタ裁判・・・県外居住者を含む全ての被害者が救済されること。第二次訴訟の支援を
 - ・2014年に行われた水俣病一斉大検診で447人の受診者のうち97%が水俣病症状と確認されました。
 - ・現在、「すべての水俣病被害者の救済」を掲げてノーモアミナマタ二次訴訟が提起され、熊本(原告数1311名)、東京(原告数76名以上)の他、大阪地裁に2014年9月提訴し、すでに2017年12月で第11

回口頭弁論が開かれ、原告数も130名(2018年1月18日現在)に達しました。近畿(一部愛知を含む)で9月現在までに170人以上の人が民医連の医師により水俣検診を受け、90%以上の方が水俣病と診断され、救済をもとめています。公式確認から既に63年目にあたる現在でも、公害の原点である水俣病の被害者の救済が未了であることは、国・熊本県・チッソによる長きにわたる被害者切り捨て策の結果であり、その救済は焦眉の課題です。多くの皆さんのご支援をお願いします。

- (5) 寝屋川「廃棄プラスチック処理」問題・・・廃プラ焼却・ごみ発電(サーマルリサイクル)へ
- ・2004年2度の8万名反対署名を無視して北河内4市リサイクル施設組合と民間廃プラ再生品化工場が操業開始され、排出有害ガスによるシックハウス症候群類似の健康被害が集団発生しました。寝屋川市、大阪府、裁判所、公害等調整委員会はいずれも住民の訴えを無視していましたが、寝屋川現市長は廃プラ焼却・ごみ発電(サーマルリサイクル)に向け取り組みし、地元住民側はこれをサポートし、独自に4市組合への「方針見直しの要望書」を提出するなど、並行して、プラスチック量、ごみ発生量を減らす運動にも取り組み、粘り強く運動を展開しています。
- ・なお、健康被害住民は今も症状が続いており、小松病院にて廃プラ診察が継続して行われています。
- (6) その他・・・地域の公害問題。企業の製品による健康被害
- ・騒音・粉じん・異臭などの環境問題、土壌汚染問題など、地域固有の公害問題も発生しています。
- ・また、企業の製品による健康被害についても、化粧品による皮膚障害なども大きな問題です。

3. 大阪の公害環境・公衆衛生行政

- (1) NO2やPM2.5などの大気汚染対策・・・WHOは大気汚染物質を発がん物質として認定し、また心筋梗塞など循環器系の病気になる影響もあるとしています、府民への健康影響調査をすべき
 - ・大阪の大気汚染をめぐる状況は、1971年誕生の革新府政による種々の対策もあり、改善しつつあります。しかし、ソラダス 2016 などで明らかになったようにディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とするNOx、PM2.5 などが依然として高いレベルの汚染が続いている箇所が存在しており問題です。
 - ・行政はNO2の環境基準0.04ppm~0.06ppm というゾーン規定の0.06ppm を下回れば"環境基準を達成"としていますが、ソラダス2016の結果や環境省サーベイランス調査データからも、この下限値ですら健康を損なうという結果が出ている今、環境基準(地方自治体の環境保全目標)を直ちに見直し、厳しく運用していくべきです。アセスメントの基準も非悪化原則を基本に、環境評価の基準は0.04ppm 以下にすべきです。
 - ・PM2.5 (微小粒子状物質) は、S PM (浮遊粒子状物質) より細かく肺の深部まで到達し、WHOにより肺がんの原因物質としても最も高いグループ1 に認定されました。大阪の多くのところで環境基準の年平均値 $15\,\mu$ g/m³が 2016 年度は達成されたとなっています(自排局 17 局の内 2 局が未達。一般局は 38 局の内 3 局が未達)。しかし、最新の研究結果では、 $10\,\mu$ g/m 3 以下でも健康影響があること、また微粒子の重量ではなく、微粒子の数の大きさが影響するとの結果も出ており、E UやWHOの動きを参考に基準見直しと対策が必要です。また、これ以上の悪化を防ぐためにもアセスメントの項目として評価すべきです。
 - ・なお、2015 年の欧州 5 ケ国の出生コホートの 4~5 歳児調査では、大気汚染が改善傾向にあるが、PM2.5 の最大値は 14.8 μ g/m³ で、オゾンは 43.4ppb であったが。現在の日本の環境基準値(15.0 μ g/m³)以下内の汚染でも 13.7%もの新規喘息患者が発生しうる結果であり、依然として大気汚染によって気管支喘息患者が増えているこの結果を重視する必要がある。日本の規制基準の再検討が求められます。
 - ・WHOは昨年より大気汚染対策に力を入れ、大気汚染(Air pollution)は目に見えない殺人者(invisible killer)であるという、かなりインパクトのある表現を使っています。行政としても住民の健康向上を図る立場から大気汚染の健康への影響について調査をすべきではないでしょうか。
 - (2) 公衆衛生の機能強化と拡充を

昨年4月1日に大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所の統合により、新しく「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」が発足しましたが、これまで公衛研と環科研が担ってきた感染症や食の安全など府民の健康と安全を守る立場をふまえ、公衆衛生における検査・研究の維持・発展とともに、検査研究業務の充実や突発的な被害の拡大防止、迅速な問題解決など試験研究機関として公的責任が発揮できる体制の強化を求めます。

- (3)「食」の安全や保健所、水道事業、ゴミ処理問題など
- ・安価な中国製の解熱鎮痛薬を無届けで混入していた問題など、食品異物混入や偽装表示など食と製品の安全は依然として油断できない状況です。国と地方自治体が民間委託化や「規制緩和」、検疫体制の弱体化をすすめてきたことも背景にあり、看過できない状況です。また、海外で遺伝子組み換えのサケの養殖が始まっており、この食材が日本に入ってくるかもしれないといわれています。
- ・EUとのFTAなどは、TPPと同様、農業、食品規制、医療、雇用など多方面に影響し、かつ国家の主権 そのものを超える I SDS条項も含めて、国民の生活の安全と経済を危機に陥れる可能性が大です。
- ・地方自治法一部改正に伴って特例市の廃止と新中核市(人口20万人以上)となり、中核市移行する自治体に保健所設置を義務付けており、専門職の安定的な確保、円滑な業務運営、大阪府との連携や支援体制強化など問題が山積しています。今年4月から八尾市が移行し、来年以降も寝屋川市や吹田市が移行表明をしています。
- ・保健所は、新たな感染症、ぜん息患者増加、アスベスト被害増加などを考え、住民の安全・健康をバックアップするために保健所の役割を見直し強化し、食品監視員も大幅に増強すべきです。
- ・大阪では水道事業の民営化が進められようとし、大阪市では2017年3月に廃案となりましたが、市長は「改正水道法(2017年3月閣議決定)に基づく民営化であれば、議会側の懸念も払拭できると判断。並行して大阪府内の水道事業を一つに統合することも目指す」としており、油断はできません。(改正水道法案は2017年6月現在継続審議)。いくつかの自治体ではゴミ処理事業民営化、有料化が進められています。水道事業は公衆衛生の面から重要な事業であり、災害時には交通機関とともに重要な役割があります。ゴミ処理は無料を原則にすべきです。貴重なエネルギー資源、再生可能エネルギー資源として積極的に活用する方途を行政として追求すべきものです。
- (4) 道路問題・・・淀川左岸線は堤防破損の危険性、上町断層を真横に通る大深度トンネルの危険性
- ・「淀川左岸線」では、堤防破損の危険性がある「二期事業」、上町断層を真横に通る大深度トンネルという危険性のある「延伸部」などの事業化が始まっていますが、住民側が指摘した「環境対策、安全対策」がきちんとできるかどうか監視と要望を引き続き提示していく必要があります。
- ・これらの道路建設が「経済再生プラン」「国土強靭化」を口実にして進められるとともに、「大阪健康万博」 誘致を理由に夢洲埋立地も「再開発」し「カジノ誘致」も狙いであること、そこは地震・液状化に弱く危険 であることなどを引き続き、府民に広く知らせていく必要があります。
- ・「新名神高速道路」(八幡〜箕面)は、2012年凍結が解除され、完成に向けて工事が進められています。
- ・これらの道路建設を止めるまでには至っていませんが、粘り強い住民運動で左岸線―期事業では道路フタ懸けや脱硝装置設置となり、今後も実現のための監視をしていく必要があります。「中津リバーサイドコーポ環境守る会」では大阪市の「技術検討委員会」の技術情報をもとに危険性を訴えてきた成果で、「液状化防止の土壌改善」などにより、道路完成が当初より6年遅れることになりました。これらの成果を広く市民に広げて運動を強化していくことが大切です。
- ・これらの道路については、南海トラフ巨大地震等で発生する津波・液状化現象等により、堤防崩壊の危険性があり、その対策を確実に実施させていくべきです。また、採算性も必要性も低い高速道路の建設を中止し、老朽化対策や生活道路の点検・補修に予算を回すようにすべきです。

4. 地震・津波など防災問題について

- (1) 南海トラフ巨大地震などへの対策
 - ・南海トラフ巨大地震は、仮に発生すれば、大阪においても何も対策をしなければ死者 13 万 4000 人の被害が想定されています。M7-8クラスの南海トラフ地震は30 年以内の発生確率が70%といわれ、大阪の各自治体は、これら大地震や上町断層帯直下型地震への対策を明確にして住民に提示すること。特に大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地下街の水害予防、木造密集住宅対策、アスベスト除去対策等を明確にすべきです。
 - ・特に、中央防災会議 (防災対策実行会議 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ) が、「地震予知」方針を変更させたことにより、大阪府市も、対策方針を直ちに見直しすべきである。

(2) 異常気象による集中豪雨や巨大台風対策

- ・集中豪雨、ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻などの異常気象が頻繁に発生し、福岡をはじめ各地に甚大な被害を発生させています。 気候変動・温暖化によって日本が亜熱帯化してきているといわれます。
- ・気象研究所などでの長期予測の研究結果から「猛烈な台風が日本の近くで増える」と公表しました。
- ・「異常気象」が30年に1回以下のかなり稀な現象であるのに対し、「極端な現象」は日降水量100mmの大雨など毎年起こるような、比較的頻繁に起こる現象まで含んた言葉として使われています。
- ・大阪では、局地的集中豪雨、神崎川、淀川、寝屋川、大和川などの河川対策を徹底すること。
- ・ 府民に正確な情報を速やかに情報を流せる体制、災害を防止する体制を求めていく必要がある。 府民の側でも入りいろの機会に「正確な知識を身に着け、自らの命は自ら守る」 ことが求められている。
- ・堤防の下にトンネルを造って高速道路を通す淀川左岸線・同延伸計画は、地震・津波、大洪水対策など防災の面から徹底して見直すこと。

(3) 防災·避難対策

- ・異常気象・地震・津波などの災害や原発事故などへの備えとして、各自治体の総合的な避難計画が重要です。①古い水道管・ガス管などインフラの耐震化・整備・更新すること、②各種の防災・避難計画を住民にわかりやすくし、丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること。特に大阪地下鉄での避難方法・対策を講じること、③災害発生時に対応出来る専門職を各自治体に配置すること。
- ・ハザードマップ配布、防災訓練などが市区町村単位で具体化されつつあり、ホームページなどでも公表されていますが、それらが真に実効性あるものにするために、避難困難者なども含めてすべての住民に徹底され、訓練されているか、点検し、それらの広報・情報伝達の充実を求めていく必要があります。

5. 気候変動・温暖化の防止、自然エネルギーの推進について (CASA宮崎氏)

- (1) COP23評価と今後の課題・・・COP23での前進、日本政府の逆行
 - ・2015年のCOP21で採択された「パリ協定」は、産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満、できれば1.5℃未満に抑える、21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目標とした歴史的な合意です。
 - ・2017年11月にドイツで開催されたCOP23は、パリ協定の目的達成のための運用ルールの交渉や促進的対話の議論、また「プレ2020」問題についても議論が始まり、その基本的な任務は果たしたと言えます。また一方では、アメリカの「We are still in (我々はパリ協定にとどまる)」の現地での活発な活動や「脱石炭に向けたグローバル連合」の結成などにより、トランプ政権の孤立とともに石炭火力に固執する日本がパリ協定に逆行する「特異な国」であることが明白になりました。
- (2) エネルギー基本計画については、国民の多数の意見である「原発ゼロ」の声を基に、原発と石炭火力をベースロード電源とする考えを改めて、再生可能エネルギーを最大限に活用する政策に切り替えるべきである。
- (3) 温暖化対策推進・・・CO2大量排出企業に削減徹底と省エネ・低エネ社会の府民運動を
 - ・日本政府の温室効果ガスの排出量の削減目標は「2020 年度目標は 1990 年比で 5.8%増、2030 年度は 1990 年比で 18%削減」であり、2020 年度目標はすでに達成済で不充分である一方、2 とても不充分で、 2050 年までに 80%削減という大幅な削減目標については実現性が疑問です。 2020 年目標も含め早急に 見直し・修正させる必要があります。
 - ・大阪府の 2015 年度の温室効果ガスの排出量は 5,467 万トンで、前年度比で 3.9%の削減となっています。 2020 年度までに 2005 年度比で 7%削減の目標に対しては、2.0%の削減となっています。
 - ・大阪府としても、CO2大量排出企業に削減を徹底させ、省エネ・低エネルギー社会の府民運動を強力にすすめるべきです。既存の石炭・重油火力発電所などは廃止すべきです。石炭火力発電はガス火力発電の2倍以上のCO2を排出します。全国で40数基、関西では兵庫県で3か所、特に神戸製鋼所の2基130万KW発電所が増設されることは、反対です。CO2を大量に発生させ、水銀など有害化合物を含む排気ガスを都市の真ん中で排出し、風下側の西淀川など多くのぜん息患者がいる大阪にも流れ込むといわれています。先進国の動きに逆行しています。また、石炭火力発電の輸出も中止すべきです。
- (4) 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギーの推進を

- ・2016 年4月から家庭用も電力自由化がされましたが、いまだにその電源構成の開示が義務化されていません。消費者・市民の選択に資するため、電源構成を開示させる必要があります。
- ・再生可能エネルギーについては、市民・地域・各種団体が主体となり取り組んでいくことが重要ですが、市民共同発電所は全国ですでに 1000 ヵ所以上がつくられています。この動きを加速させことが求められています。自然エネルギー市民の会や原発ゼロの会大阪エネルギー部会などと共同して取り組みを推進し、エネルギーの使い方、電気の契約先については、原発に頼らない電力会社を選択することも検討していきましょう。

6. "最悪の公害"である、原発事故を再び起こさないために

- ・東電福島原発の事故原因も解明されず、「世界最高水準」ではない規制基準(五年間猶予のベント不備や炉 心溶融の核燃料を受け止めるコアキャッチャーの設置義務なし)では福島第1原発のような過酷事故の再 発防止にはなっていません。
- ・関西電力高浜原発3,4号機が2016年に大津地裁の仮処分により日本で初めて稼働中の原発を停止させられましたが、2017年3月に大阪高裁が大津地裁決定を取り消しました。しかしその後広島高裁も伊方原発3号機の差し止め仮処分の判断を下し、現在九電川内原発、玄海原発など3原発で再稼働しています。関電は大飯原発2基の再稼働の為の工事を進め、東電は柏崎刈羽原発の再稼働の為の第一段階を終了しました。しかし安全対策費は高額に達しており、大飯1,2号機は廃炉が決まりました。
- ・安倍政権は、国際協力銀行や日本貿易保険などの金融機関も使い原発輸出を支援しようとしています。核 拡散・核兵器につながる恐れのあるインドなどへの輸出などは絶対に認めることはできません。
- ・東芝が米原子炉メーカー買収で巨額損失を被るなど、いまは安全対策費の急騰で原発ビジネス環境は危険な状況になりつつあり、原発輸出は将来日本経済・財政に最悪の結果をもたらす可能性があります。
- ・さらにすでに一兆円を超える費用をつぎ込みながら廃炉になった高速増殖炉「もんじゅ」の教訓も整理しないまま、更に「高速炉開発」を決めました。これまでにない原子力政策であり、閣議決定でも「いきなり」決めたもので計画を中止させる必要があります。
- ・原発の放射性廃棄物(=核のゴミ)は処理方法がなく、昨年7月に「科学特性マップ」なるものを発表しましたが、科学的知識も不充分な「地球内部」のことであり、危険を増大させると言えます。何万年も管理が必要で、後世への"負の遺産"です。核兵器の原材料に転用できるプルトニウムがすでに過大な量(45トン、核兵器1万2千発分)になっており大変危険です。地震国・火山国の日本、さらに被爆国である日本での原発は廃炉・撤去が必要です。
- ・大阪の各自治体も原発の再稼働に反対すべきです。特に大阪市は筆頭株主として、関西電力に原発再稼働の中止を本腰入れて求めるべきです。

7. おわりに

- ・日本国憲法9条を変えることを主眼とした「改憲」の動きがきわめて現実的になっています。戦争は最大の環境破壊であり、また公害環境分野でも、現行憲法の民主主義・国民主権が根底的に重要で大切なものであり、これらの改憲・改悪には断固として反対していく必要があります。
- ・そのためにも「安保法制(=戦争法」を廃棄させることが必要です。どの世論調査をみても国民の願いは、 安倍政権の進む道とは全く逆です。粘り強く住民運動、府民運動を発展させ日本国憲法を守り抜きましょ う。